

別表

	用途	用途に供する規模または階	定期報告を必要とする 特定建築設備等
一	劇場・映画館・演芸場	(1)地階もしくはF \geq 3階 (2)A \geq 200 m ² (3)主階が1階にないもので A>100 m ²	1 機械換気設備 (1)無窓居室に設けられた機械換気設備、中央管理方式の空気調和設備または国土交通大臣の認定を受けた換気設備(法第28条第2項ただし書の換気設備) (2)劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂または集会場の居室に設けられた機械換気設備、中央管理方式の空気調和設備または国土交通大臣の認定を受けた換気設備(法第28条第3項) (3)火気使用室に設けられた機械換気設備(法第28条3項)ただし、共同住宅の住戸内の機械換気設備は除く 2 機械排煙設備 (1)法第35条に基づいて設置された機械排煙設備(吸引式および給気式)が対象となる。 (2)特別避難階段の付室に設けられた機械排煙設備は、昭和44年5月1日以降に建築確認を取得したものが対象となる。 3 非常用の照明装置 法第35条に基づいて設置された非常用照明装置が対象となる。 4 給水設備および排水設備 給水タンク、貯水タンクまた
二	観覧場(屋外観覧席のものを除く)・公会堂・集会場	(1)地階もしくはF \geq 3階 (2)A \geq 200 m ² (平屋建て、かつ、客席および集会室の床面積の合計が400 m ² 未満の集会場を除く)	
三	地下街	A>1,500 m ²	
四	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、児童福祉施設等	(1)地階もしくはF \geq 3階 (2)A \geq 300 m ² (平屋建て、かつ、床面積の合計が500 m ² 未満のものを除く)	
五	旅館、ホテル		
六	学校・学校に附属する体育館	(1)F \geq 3階 (2)A>2,000 m ²	
七	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、体育館(いずれも学校に附属するものを除く)	(1)F \geq 3階 (2)A \geq 2,000 m ²	
八	下宿、共同住宅または寄宿舎の用途とこの表(事務所等を除く)に掲げられている用途の複合建築物	F \geq 5階かつA>1,000 m ²	
九	百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場、物品販売業を営む店舗		
十	展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店	(1)地階もしくはF \geq 3階 (2)A \geq 500 m ²	

十一	複合用途建築物(共同住宅等の複合用途および事務所等のものを除く)	(1) $F \geq 3$ 階 (2) $A > 500 \text{ m}^2$	は排水槽のいずれかを有する建築物に設けられた設備
十二	事務所その他これに類するもの	$A > 1,000 \text{ m}^2$ (5階建以上、かつ、延べ面積が $2,000 \text{ m}^2$ を超える建築物のうち、 $F \geq 3$ 階のものに限る)	5 防火設備 随時閉鎖または作動をできるもの(防火ダンパーを除く)で、左記(四は児童福祉施設等を除き、かつ、高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途の建築物)の特定建築物に該当する建築物($A \geq 200 \text{ m}^2$)に設けられるもの
十三	高齢者、障害者等の就寝の用に供する共同住宅または寄宿舍	(1) 地階もしくは $F \geq 3$ 階 (2) $A \geq 300 \text{ m}^2$ (2階部分)	
十四	下宿、共同住宅、寄宿舍(高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く)	$F \geq 5$ 階かつ $A > 1,000 \text{ m}^2$	

- ※ $F \geq 3$ 階、 $F \geq 5$ 階、地階若しくは $F \geq 3$ 階とは、それぞれ 3 階以上の階、5 階以上の階、地階若しくは 3 階以上の階で、その用途に供する部分の床面積の合計が 100 m^2 を超えるものをいいます。
- ※ A は、その用途に供する部分の床面積の合計をいいます。
- ※ 共同住宅の住戸内は、定期調査・検査結果の報告対象から除かれます。
- ※ 高齢者、障害者等の就寝の用に供する建築物とは、共同住宅および寄宿舍(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。)、助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設その他これに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホームおよび障害福祉サービスを行う施設をいいます。
- ※ 報告対象の換気設備は、火気使用室、無窓居室または集会場等の居室に設けられた機械換気設備に限ります。
- ※ 一戸建て、共同住宅等の住戸内に設けられたホームエレベーター等は報告対象から除かれます。